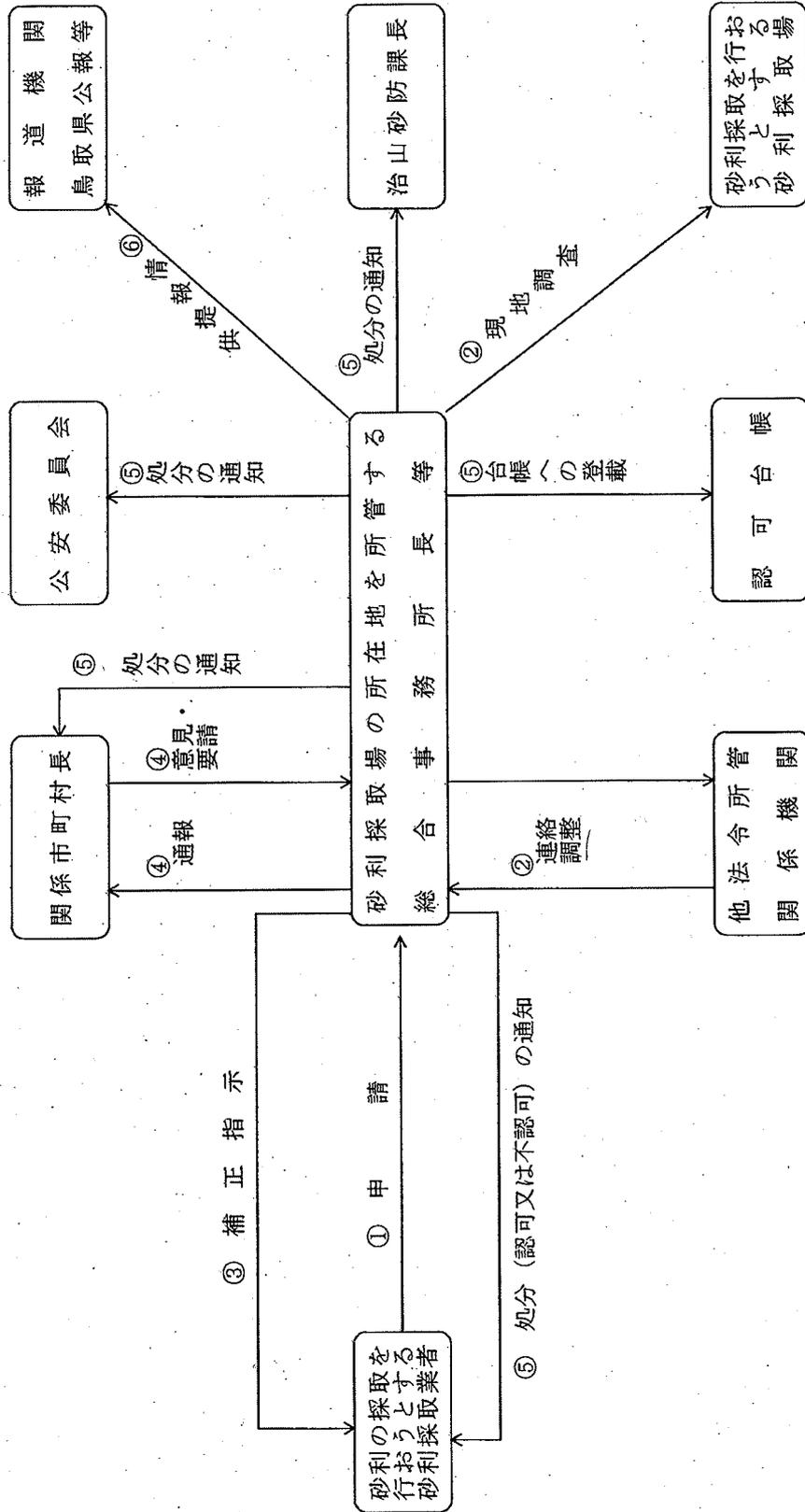


第2 計画認可
第1 採取計画認可申請



1 採取計画認可申請

- ① 砂利の採取を行おうとする砂利採取業者は、規則様式第1号に規則様式第4号から第8号までを添付するとともに、それぞれの様式に要綱第9条第2項の表に定める書類及び図面等を添付し、当該申請に係る砂利採取場の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。なお、申請書の提出部数は2部（正本1部、副本1部）とする。
なお、申請書及び添付書類の作成要領は次頁以降の記入例による。
- ② 認可の申請を受けた総合事務所長等は、法、政令、認可省令、条例、規則、要綱で定める認可の基準に則り申請書の審査を行うとともに、当該申請に係る砂利採取場の現地調査、他法令を所管する関係機関との連絡調整を行う。
- ③ ②による審査の結果、申請書に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合、添付書類に不備がある場合等は申請者に対して、期限を付して文書により補正を指示する。
- ④ 総合事務所長等は、補正指示を行った資料が提出された後、法第36条第3項の規定により、関係市町村長へ通報するものとする。
- ⑤ 総合事務所長等は、認可又は不認可の処分を行ったときは、申請者、治山砂防課長、通報を行った市町村長及び鳥取県公安委員会にその内容を通知し、採取計画認可台帳（要綱様式第10号）に登載する。また、条例第11条に基づき、広報媒体へ資料提供し、又は鳥取県公報等にその内容を登載する。

（参考）

- 1 この認可申請が必要なときは、要綱第12条に定める場合であり、具体的には、以下のような場合である。
 - ① 新たに砂利採取場を開設しようとするとき
 - ② 既に認可を受けている砂利採取場において、既に受けた認可の期間が満了した後も当該土地において引き続き砂利採取業を行おうとするとき（期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむを得ないものと合理的に認められるときは変更認可で期間を延長することができる。）
 - ③ 既に認可を受けている砂利採取場において、新たに砂利採取場の区域を拡大し、砂利の採取を行うとき（区域を拡大することにより、採取の方法、災害防止施設等が一新するとき）
- 2 上記1の場合のほか、砂利の採取が要綱第3条のような、規模、継続性を有しており、採取した砂利を販売若しくは他の場所において使用するときは当該砂利採取認可申請が必要となるので、留意すること。

【鳥取県砂利採取事務取扱要綱】

第3条 砂利を採取している者が行う行為が、次の各号いずれにも該当するときは、砂利採取業に該当するものとする。

- (1) 営利又は非営利に関わらず、砂利の採取を事業目的とし、かつ、当該砂利の採取が1箇月以上継続していること。
- (2) 当該砂利の採取に係る砂利を販売し、又は他の場所において使用していること。

第12条 砂利採取業者が行う認可計画の変更が、次に掲げる場合に該当するときは、新たな採取認可の申請として取り扱うものとする。なお、採取の期間の延長に係る認可計画の変更において、延長した後の当該認可計画の採取の期間は、3年を限度とするものとする。

- (1) 認可計画の変更の事項が採取の期間の延長である場合

ア 当該採取の期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむを得ないものと合理的に認められるものでないとき。

イ 当該採取の期間の延長が、砂利採取業者が採取期間において当初予定していた砂利の販売が、当初想定していなかった事由によりできなくなり、かつ、当該採取の期間内に予定している砂利の保管等が困難であると合理的に認められるものでないとき。

なお、当該認可計画の変更が合理的なものと認められる場合にあっては、砂利採取業者は当初の採取認可の申請時において予定していなかった採取した砂利の保管場所の確保を行うこととなるが、当該変更の事由が生じたときに速やかに採取した砂利の保管場所を確保することにより、延長期間を必要最小限とするとともに、当該期間内に埋戻しを完了すること。

(2) 認可計画の変更の事項が採取の期間以外である場合

当該変更が行われることにより、採取の方法、災害防止施設等が一新されるとき。

砂利採取計画認可申請書に添付する書類

書 類 名	様 式	備 考
1 採取計画認可申請書	規則様式1号	この様式に以下の書類を添付する。
(1)位置図		
(2)見取図		
(3)実測平面図面		
(4) # 横断面図面に計画を記載したもの		砂利採取場の区域及び掘削区域、採取場内の選別・洗浄・騒音等防止のための施設、表土堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿池、汚泥処理施設、排水路等の各施設、作業道、公道までの搬出経路等を示すこと。
(5) # 縦断面図面に計画を記載したもの		
(6)丈量図		砂利採取場の区域及び掘削区域を明示すること。
(7)公図		
(8)現況写真		当該砂利採取場の全景及び当該認可で採取を行う箇所の写真。
(9)砂利採取業者登録証の写し		
(10)土地関係調書	要綱様式8号	必要な事項を記載し、以下の書類を添付すること。
(11)採取場に係る土地の登記事項証明書		申請日前3箇月以内のもの。
(12)採取場の区域に隣接する土地の登記要約書		申請日前3箇月以内のもの。
(13)砂利採取場の区域内の土地における同意書・契約書・予約契約書		その土地において採石が行える旨を内容とする土地所有者及びその他当該土地に関し第三者に抵抗する権利を有する者(抵当権者等)との契約書、予約契約書または同意書。
(14)隣接土地所有者の同意書		隣接土地所有者が砂利採取を行うことを認めた内容のもの
(15)地元公共団体等との協議書・協定書等		必要な場合。
(16)関係法令調書	要綱様式9号	
(17)許可書・認可書・申請書の写し等		処分を行った行政庁が発行したもの。申請書の写しにあっては、受付印が押印されたもの
2 砂利採取施工計画	規則様式4号	
(1)見取図に計画を記載したもの		
(2)現況平面図に計画を記載したもの		
(3) # 横断面図に計画を記載したもの		現況断面図に計画を記載したもの。採取計画期間内における各年毎の採取計画を示したもの。なお、平面図には作業用道路についても示すこと。
(4) # 縦断面図に計画を記載したもの		
(5)標準断面図		
(6)プラント工程図		選別、洗浄プラントを用いる場合。
3 掘削作業計画	規則様式5号	
(1)砂利の賦存の状況を示す書類		ボーリング柱状図等。
(2)掘削・埋戻しの土量計算書		平均断面法により求めたもの。
(3)隣接地の利用状況及び砂利採取場と隣接地との関係を明らかにする図面		隣接地の利用状況に応じて辺が特定できるよう各辺を記号等を用いて示すこと。計画平面図等に記載している場合は省略可。
(4)進入防止施設、飛砂防止施設の構造図		規格、規模等を明示したもの。
(5)業務主任者試験合格証の写し		管理監督を行う者のもの。
(6)災害発生時の連絡系統図		
4 汚濁水等処理計画	規則様式6号	
(1)排水系統図		当該認可申請期間における、段階毎の排水計画を示したもの。平面図に記載している場合は、省略可。A3版に縮小したもので可。
(2)水理計算書		
(3)排水施設構造図		材質、形状等を示したもの。
(4)汚泥の堆積場所が分かる図面		計画平面図等に記載している場合は省略可。
(5)排水先水路等の管理者の同意書		
5 採取跡地埋戻計画	規則様式7号	
(1)埋戻保証書		認められた機関が発行したもの。
(2)埋戻し土砂の契約書等		
(3)埋戻し土砂が産業廃棄物でないことの確認を受けた書面		所定の機関が発行したもの。
(4)埋戻しに係る計画横断面図		
6 砂利運搬計画	規則様式8号	
(1)水切りの施設等の設置場所がわかる図面		
(2)国道又は県道に至るまでの搬出経路が分かる図面		採石場から、国道又は県道等主要な道路に至るまでの経路を示したもの。平面図、見取り図等に記載している場合は省略可。
(3)洗車場の構造図		洗車場を設置する場合。
(4)道路管理者の同意書		道路法上の道路以外を使用する場合。

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	年 月 日
※認可番号	

年 月 日

採 取 計 画 認 可 申 請 書

〇〇〇〇〇〇所長

〇〇 〇〇様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 米子市糶町一丁目160番
 申請者 米子砂利 株式会社
 氏 名 代表取締役 米子 太郎 印
 （法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）
 登録年月日及び登録番号
 平成15年4月1日 鳥取県砂利登録第600号
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域	所在地	日野郡日野町根雨140番1 外5筆	
	砂利採取場の面積	9,000 m ²	
	掘削区域の面積	8,000 m ²	
	境界の明示方法	コンクリート杭及び赤白ポールにより明示する	
	区域明示のための図面等	別添のとおり	
2 採取をする砂利の種類及び数量	種類	砂	数量 50,000 m ³
	種類		数量 m ³
3 採取の期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで		
4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	砂利採取施工計画	別添のとおり	
	掘削勾配を確保するため設備	掘削の開始位置、各小段毎に丁張りを設置する	
5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	掘削作業計画	別添のとおり	
	汚濁水等処理計画	別添のとおり	
	採取跡地埋戻計画	別添のとおり	
6 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項	砂利運搬計画	別添のとおり	

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※の項は、記載しないこと。
- 3 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)に定める金額を4連符式納付書で納付し、納付済証を貼り付けること。
- 4 申請書の日付については、当該申請書を総合事務所長等に提出する日とする。
- 5 申請者の住所、氏名又は名称については砂利採取業者登録証(要綱様式第4号)又は登録事項の変更通知書と同じとすること。
- 6 登録年月日及び登録番号は砂利採取業者登録証と同じとすること。
- 7 所在地については、砂利採取場の所在地を記載すること。(ただし、欄に書ききれない場合は代表の地番を記載し「外○筆」とすることができる。)
- 8 採取場の面積については、砂利採取場の区域(当該認可申請に係る掘削を行う区域に砂利の採取に付随して行う選別・洗浄を行う区域、保安距離の区域、取付け道路、表土・原石及び埋戻し土砂等の堆積場の区域及び汚濁水処理施設の区域を含めたもの)の面積とし、丈量図等で求積した面積を記載すること。
なお、公共の用に供する施設(道路、河川等)の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるものは砂利採取場の区域には含めないこと。
また、その土地において砂利の採取(当該砂利採取を行う場所で当該砂利採取に付随して行う砂利の選別及び洗浄を含む。)の事業又は採石業を行っている者があるときについても、その土地は砂利採取場の区域に含めないこと。
- 9 掘削区域の面積については、掘削に係る区域の面積とし、丈量図等で求積した面積を記載すること。
- 10 境界の明示方法については、杭、ロープ、旗等の砂利採取場と隣接地との境界を明示する方法を記載すること。
- 11 採取をする砂利の種類及び数量は、事前調査等で得られた結果による採取する砂利の種類及び当該申請期間において採取する砂利の数量を記載すること。ただし、採取する数量は砂利の賦存量、砂利採取のための設備の能力、自然状況及び採取の方法を考慮して、過大でないこと。
なお、砂利とは粒径が概ね300ミリメートル以内のものをいい、砂利採取法の適用を受ける。粒径が300ミリメートルを越える岩塊は、岩石として採石法の適用を受けるが、それ以外に砂利の形態を呈しているものであっても、母岩からの成因関係が明らかであって、その母岩があった位置又はこれに近接して賦存しているものも、やはり岩石として採石法の適用を受けるので、砂利採取法の適用は受けない。具体的な事例で砂利か岩石かの区別が明らかでないものについては、砂利採取場の所在地を所管する総合事務所等と協議すること。
砂利の種類については、「砂」、「砂利」又は「玉石」の別を記載すること。
砂利採取法では砂、砂利、玉石を総称して「砂利」としているが、ここでは、上記の3種を下記のように定義し、分類することとする。
砂 粒径が、75ミクロンメートル以上2ミリメートル以下のもの
砂利 砂と玉石の中間的なもの
玉石 粒径15~30センチメートルほどの、角のとれた丸石

ただし、この分類は厳密なものではなく、おおかたの目安を示したものであるので適当と判断されるものを記載すること。

- 12 採取の期間については、条例第5条により1年以内とするが、規則第8条第3項各号に該当する場合は、知事が特に認める場合とし、1年に必要な期間を加えることができる。その場合においては、所管総合事務所等と協議を行うこと。ただし、期間においては、採取をする数量に応じ、砂利採取及び跡地の埋戻しが適切に行えるものであること。（開始時期が不確定の場合、「認可の日から〇年間」としてもよい。）ただし、法令、土地所有者その他砂利採取を行う土地に関し第三者に抵抗する権利を有する者との契約その他の事由により、採取の期間が制限されるときは、その期限までとすること。
- 13 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項については、掘削勾配を確保するための設備を具体的に記載すること。
- 14 この様式に添付する書類は、要綱第9条第2項によるものとし、以下の要領で作成すること。
 - (1) 区域明示のための図面については、規則第8条第1項に定められた図面とし、砂利採取場の区域、砂利採取場内の選別、洗浄、騒音等防止のための施設、沈殿地、製品の堆積場等の各施設、作業道、公道までの搬出経路等を示すこと。作成要領は以下の(7)から(12)による。
 - (2) 砂利採取施工計画については、規則様式第4号に必要な事項を記載することとし、工程（表土除去、掘削、選別（洗浄）、埋戻し）ごとに作成し、使用する機械、設備その他の施設の種類、能力並びに掘削をする土地の面積、掘削勾配、深さ、確保すべき保全距離等を記載すること。
 - (3) 掘削作業計画については、規則様式第5号に必要な事項を記載することとし、除去した表土等の処理方法、採取した砂利の管理の方法、掘削時の土砂崩れ、飛砂等の防止の方法及び廃土石の処理方法等を記載すること。
 - (4) 汚濁水等処理計画については、規則様式第6号に必要な事項を記載することとし、砂利の採取により発生した汚濁水及び汚泥の処理方法、理施設等を記載すること。
 - (5) 採取跡地理戻計画については、規則様式第7号に必要な事項を記載することとし、埋戻し土砂等の種類、確保の方法、埋戻し工程、埋戻しの履行の確保のための保証措置等を記載すること。
 - (6) 砂利運搬計画については、規則様式第8号に必要な事項を記載することとし、砂利採取場の区域外に砂利を搬出するときに施す水切りの方法及び設備、砂利を搬出する車両が砂利採取場の区域外に出るときに配慮すべき事項等を記載すること。
 - (7) 砂利採取場に係る土地の位置図は縮尺1/50,000程度とし、砂利採取場の位置を丸で囲み赤色着色すること。また、埋戻し用の土砂を既に確保している場合は砂利採取場外に仮置きしている位置を、埋戻し用土砂を採石場の表土等を利用し、埋戻し時に当該埋め戻し用土砂を採取する等随時搬入する場合はその発生する位置を丸で囲み、青色着色すること。また、これらの位置から当該砂利採取場に至るまでの運搬経路を橙色着色すること。
 - (8) 砂利採取場及びその周辺の見取図は縮尺1/1,000から1/5,000程度とし、砂利採取場からおよそ周辺300mの範囲内の状況が分かるものとし、次の事項を記載すること。
 - ① 砂利採取場の区域を赤線で囲み、周辺の山林、主要な道路（国道、県道）、学校、家屋、農地、水路等をそれぞれ明記すること。

- ② 選別、洗浄プラント及び事務所の位置を明記すること。
- ③ 除去した表土の堆積場、製品堆積場、埋戻し用土砂の堆積場の位置を明記する。埋戻し用土砂の確保場所から当該砂利採取場に至るまでの運搬経路を橙色着色すること。
- ④ 交通整理員等の配置場所を明記すること。
- ⑤ 標識の設置位置を明記すること。

(9) 砂利採取場に係る土地の実測平面図は縮尺 1/1,000 程度とし、次の事項を記載すること。

- ① 砂利採取場の区域を赤色実線で、掘削区域を赤色破線で囲むこと。
- ② 前回認可がある場合は、前回認可にかかる砂利採取場の区域を青色実線で、前回認可における掘削区域を青色破線で囲むこと。
- ③ 平面図には縦断、横断の方向及び測点の位置を明記すること。
- ④ 平面図には砂利採取場の区域の境界杭の設置位置を明記すること。
- ⑤ 平面図には現在の砂利採取場内の選別、洗浄の施設、表土の堆積場、製品の堆積場、沈砂池排水路、防護柵等の各施設を明記すること。
- ⑥ 平面図には作業道、公道までの搬出経路についても明記すること。

(10) 砂利採取場に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したのものについては、次の事項を記載すること。

- ① 縦断面図については、水平縮尺を 1/250、鉛直縮尺を 1/500 程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、砂利採取場の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。
 - ア 縦断面図については、砂利採取場の区域、防護柵等の施設、保安距離、掘削区域を明記すること。
 - イ 縦断面図については現況地盤線とともに計画地盤面を記載し、当該認可における掘削を行う区域を赤色着色すること。
 - ウ 縦断面図については埋戻しを行う計画線を明記し、表土を砂利等で埋戻す場合は埋戻表土厚についても記載すること。
 - エ 縦断面図については掘削法面勾配、小段幅、小段高さを明記すること。
 - オ 縦断面図については推定される地下水位線を明記すること。

- ② 横断面図については縮尺 1/100 程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、砂利採取場の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。

- ア 横断面図については、原則として横断方向は採掘面に対して直角とすること。
- イ 測点間距離は 20m 以内とし、地形の変化する場所については断面を追加すること。
- ウ 横断面図については、砂利採取場の区域、防護柵等の施設、保安距離、掘削区域を明記すること。
- エ 横断面図については現況地盤とともに計画地盤面を記載し、当該認可における掘削を行う区域を赤色着色すること。
- オ 横断面図については埋戻しを行う計画線を明記し、表土を砂利等で埋戻す場合は埋戻表土厚についても記載すること。
- カ 横断面図については掘削法面勾配、小段幅、小段高さを明記すること。
- キ 横断面図については推定される地下水位線を明記すること。

- ③ 縦・横断面図とも当該認可申請完了以降にも採取計画がある場合は、その計画を破線で明記すること。

(11) 砂利採取場に係る丈量図については、次の事項を記載すること。

- ① 砂利採取場の区域を赤色で囲み、掘削区域を赤色破線で囲むこと。
- ② 求積は原則として三斜法、座標法、CAD (コンピューターを用いた製図システム)

又はプランメータ等により求積すること。

- ③ 丈量図には、砂利採取場の区域及び掘削区域の面積計算書を記載すること。（図面に書ききれない場合は別紙としてもよい。）
三斜法を用いる場合は、図面に求積補助線（数値）を記載し、その算定式及び面積を記載すること。座標法を用いる場合は、各測点の座標位置及び計算結果を記載すること。プランメータを用いる場合は、同一測定個所について3回以上測定し、測定結果及び平均値（異常値を除外したもの）を記載すること。CADを用いて求積する場合はその旨記載すること。
- ④ 丈量図には、地番ごとの面積計算書を記載すること。（図面に書ききれない場合は別紙としてもよい。）
- ⑤ 砂利採取場の区域において採取完了後の平地区域、法面区域、保安距離の区域等を明記し、それぞれの面積計算書を記載すること。（図面に書ききれない場合は別紙としてもよい。）

(12) 砂利採取場に係る公図については、次の事項を記載すること。

- ① 公図の範囲は砂利採取場の区域及び砂利採取場の区域に隣接する土地の範囲を含んだものとする。
- ② 法務局に据付られている図面と必ず同一図面とすること。
- ③ 砂利採取場内及び隣接土地の所有者の氏名、地目及び公簿面積を記載したものであること。
- ④ 砂利採取場の区域を赤色で囲み、掘削区域を赤色破線で囲むこと。
- ⑤ 里道は赤色、水路・池等は水色で着色すること。

(13) 現況写真については、砂利採取場の全景を撮影したものとし、必要に応じて掘削箇所、廃土等の堆積箇所等を撮影したものを添付すること。

(14) 砂利採取業者登録証の写しについては、砂利採取業登録時に都道府県知事から交付される砂利採取業者登録証の写しを添付すること。

(15) 土地関係調書については、砂利採取場の区域における土地及び隣接地について、要綱様式第8号に必要な項目を記載すること。

(16) 隣接地とは、土地の境界を砂利採取場の区域の境界とした場合に、その土地に隣接した土地であり、砂利採取場の区域の境界が土地をまたいで設定されているときには隣接地に関する記載は不要である。

(17) 砂利採取場に係る土地の登記事項証明書については、砂利採取場の区域におけるすべての土地の登記事項証明書を要綱様式第8号に添付すること。

なお、謄本は申請前3箇月以内のものとし、申請時において最新のものとする。

(18) 砂利採取場の隣接地に係る土地の登記要約書については、砂利採取場の区域に隣接するすべての土地の登記要約書を要綱様式第8号に添付すること。

なお、要約書は申請前3箇月以内のものとし、申請時において最新のものとする。

(19) 砂利採取場に係る土地において砂利採取が行える旨を内容とする土地所有者その他当該土地に関し第三者に抵抗する権利を有する者等との契約書又は同意書の写しを要綱様式第8号に添付すること。

(20) 砂利採取場の区域に隣接する土地の所有者が、隣接において砂利採取業がなされることを同意したことを示す書面の写しを要綱様式第8号に添付すること。

(21) 砂利採取場に係る土地の売買予約契約書の写しその他当該土地について砂利採取が

行える権利を取得する見込みがあることを証する書類を要綱様式第8号に添付すること。

(22) 地方公共団体等との協議等が必要なときは、その協議において異議がなかったことを証する書面を添付すること。なお、地方公共団体等との協議等が必要なときは、鳥取県開発事業指導要綱（昭和60年7月12日発土第76号知事通知）において知事の同意の条件として、関係市町村長と協定書を締結することと条件が付してある場合を含む。

(23) 砂利採取に関し他の行政庁の許可、認可その他処分が必要なときは、要綱様式第9号の必要な項目を記載すること。なお、この様式には当該処分を行った行政庁が発行した証明書若しくは許可書、認可書、証明書、許可通知書等の写し又は当該他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書の写しを添付すること。ただし、申請書の写しは当該処分庁の受付印を押印されたものを添付すること。

15 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

16 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。

土地関係調書

(記入例)

番号	地目	現地目	公簿面積	実測面積	所在地	所有者氏名	所有または 同意の別	区域内・隣 接地の別	売買予約 の有無	同意書 の有無	土地に設定され ている権利等	登記事項 証明書の 確認
1	畑	畑	2,000㎡	1,000㎡	日野郡日野町郡根雨140番	米子 太郎	所有	区域内	有・無	有・無	抵当権	登記済
2	畑	畑	1,000㎡	1,000㎡	日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 一郎	同意	区域内	有・無	有・無		登記済
3	畑	畑	1,000㎡	1,500㎡	日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 二郎	同意	区域内	有・無	有・無	地上権	登記済
4	畑	畑	2,000㎡	1,000㎡	日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 三郎	同意	区域内	有・無	有・無		登記済
5	雑種地	畑	1,000㎡	500㎡	日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 四郎	同意	区域内	有・無	有・無		登記済
6	原野	畑	2,000㎡	2,000㎡	日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 五郎	同意	区域内	有・無	有・無		登記済
7	畑	畑	1,000㎡	2,000㎡	日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 六郎 (米子六郎)	同意	区域内	有・無	有・無		登記済
合計				9,000㎡								
1		雑種地			日野郡日野町郡根雨〇〇番	米子 太郎	所有	隣接	有・無	有・無		
2		畑			日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 七郎	同意	隣接	有・無	有・無		
3		畑			日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 八郎	同意	隣接	有・無	有・無		
4		雑種地			日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 九郎	同意	隣接	有・無	有・無		
5		原野			日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 十郎	同意	隣接	有・無	有・無		
6		畑			日野郡日野町郡根雨〇〇番	日野 士郎	同意	隣接	有・無	有・無		

(記載に当たっての注意事項)

- 1 この様式には、砂利採取場の区域に存しているすべての土地及び砂利採取場に隣接している土地について記載すること。
- 2 地目の欄については、登記事項証明書に記載されている地目を記載すること。なお、この欄については、砂利採取場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。
- 3 現況地目の欄については、現況の利用形態を記載すること。
- 4 公簿面積の欄については、登記事項証明書に記載されている面積を記載すること。なお、この欄については、砂利採取場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。
- 5 実測面積の欄については、丈量図等により得られた面積を記載すること。なお、この欄については、砂利採取場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。
- 6 所在地の欄については、その土地の登記事項証明書及び登記要約書に記載されている所在地を記載すること。
- 7 所有者氏名の欄については、その土地の登記事項証明書及び登記要約書に記載されている所有者の氏名を記載すること。相続等が発生し、実所有者が異なる場合は括弧書きで併記すること。
- 8 所有又は同意の別の欄については、その土地を申請者本人が所有しているか、又は所有者の同意を得て砂利の採取を行うのかの別を記載すること。
- 9 区域内・隣接地の別の欄については、その土地が砂利採取場の区域内に存している土地であるか、または砂利場の区域に隣接している土地であるのかの別を記載すること。
- 10 売買予約契約の有無の欄については、売買契約を予約していることの有無を丸等で囲むこと。
- 11 同意書の有無については、当該土地について申請者が砂利の採取を行うことを所有者が同意していることを示す書面の有無を丸等で囲むこと。隣接については、隣接土地所有者が当該土地の隣地において砂利の採取が行われることについて同意をしていることを示す書面の有無を丸等で囲むこと。
- 12 土地に設定されている権利等の欄については、その土地に設定されている権利について記載すること。複数設定されている場合については、すべて記載すること。なお、この欄については、砂利採取場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。
- 13 登記事項証明書の確認の欄については、その土地の所有者、権利等が登記事項証明書に記載されているかどうかについて記載すること。なお、この欄については、砂利採取

場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。

14 合計の欄については、砂利採取場の区域内に存する土地の実測面積の合計を記載すること。なお、この欄については、隣接する土地については記載しなくてもよい。

15 この様式には要綱第9条第2項の表の1の(12)から(15)の書類を添付することとし、それぞれの書類を作成するに当たっての注意事項は、「規則様式第1号の作成に当たっての注意事項14(17)から(22)」によること。

16 砂利採取場で採取等を行うことについて申請者が権原を有することを確認しなければ認可はできない。添付された登記事項証明書におけるその土地の所有名義人と同意した者が異なっている場合、申請者が権原を有していることを確認するため、下表の書類を添付すること。

登記事項証明書における所有名義人と同意した者が異なっている場合の添付資料

相続後の所有の状況等	登記事項証明書に代え確認する書類
1 単独で相続している場合（単独所有）	
(1) 所有名義人（被相続人）の相続人が同意を行った者一人であるとき。	○被相続人の除籍謄本 ○同意をした者の戸籍謄本
(2) 複数の相続人が有ったが、次の方法により同意をした者が当該土地を単独で相続したとき。	
①遺言	○遺言の写し
②相続協議	○相続協議書の写し
③他の相続人の相続放棄	○家庭裁判所への相続放棄の申述書の写し及び家庭裁判所が当該申述書を受理したことが確認できる書類
2 複数の者で相続している場合（共有）（全ての相続人について同意が必要）	
複数の相続人が有り、1に該当しないとき。	○被相続人の除籍謄本 ○同意をした者の戸籍謄本 ○被相続人の相続関係を示す書類 ①遺言の写し ②相続協議書の写し ③家庭裁判所への相続放棄の申述書の写し及び家庭裁判所が当該申述書を受理したことが確認できる書類
3 同意をした者が単独で土地を所有していると主張するが、1の書類で確認できないとき。	○被相続人の除籍謄本 ○同意をした者の戸籍謄本 ○被相続人の相続関係を示す書類 ①相続人の相続をした者から同意をした者への当該土地について採取を行うことについて同意することに係る委任状 ②同意をした者以外の被相続人の相続した者からの当該土地について所有権等の権利を持たない旨自ら申述した書類 ③同意をした者が当該土地についての所有権を持っていることを自ら申述した書類

備考 1 ○印は添付が必須であり、丸数字については何れかの添付となる。
2 除籍謄本、戸籍謄本については、所有名義人と同意した者の氏名及び続柄が明らかであればよく、その他個人情報については、黒塗りし、削除すること。

- 17 添付図面にはすべて凡例を付すこと。
- 18 添付書面にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。
- 19 該当しない項目には斜線を引き削除すること。

関 係 法 令 調 査 書

(記入例)

番号	関係法令	適用の有無	必要な許可等の内容	処分の内容または処分を受ける見込み等	所管課(関係課)	許可日申請日	許可可期間
1	自然公園法	有・無					
2	農地法	有・無					
3	森林法	有・無					
4	河川法	有・無					
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有・無					
6	地すべり等防止法	有・無					
7	鳥取県砂防指定地管理条例	有・無					
8	道路法	有・無	第〇条に基づく占用の許可	許可済	東部総合事務 所維持管理課	H21.3.1	H21.3.1~ H22.2.28
9	公有水面理立法	有・無					
10	文化財保護法	有・無					
11	国有財産法	有・無	第〇条に基づく用途廃止の手続	手続済	鳥取市 道路管理課	H21.3.1	
12	大気汚染防止法	有・無					
13	水質汚濁防止法	有・無	第〇条に基づく特定施設の設置の届出	届出済	鳥取市 環境政策課	H21.3.1	
14	騒音規制法	有・無					
15	土壌汚染対策法	有・無	第〇条に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出	届出済	鳥取市 環境政策課	H21.3.1	
16	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無					
17	鳥取県景観形成条例	有・無					
18	鳥取県開発事業指導要綱	有・無	要綱〇条に基づく知事の同意	同意	景観まちづくり課	H21.3.1	

(記載に当たっての注意事項)

- 1 この様式には、砂利採取に伴い他法令の許認可等が必要な場合に記載すること。
- 2 関係法令の欄については、記載されている法令のほかに適用される法令がある場合は適宜追記すること。
- 3 適用の有無の欄については、2に記載されている法令が適用されるか否かについて、該当するものを丸等で囲むこと。
- 4 必要な許認可等の内容の欄については、2の法令において必要となる許可、認可の内容を記載すること。また、その根拠となる条文についても記載すること。
- 5 処分の内容又は処分を受ける見込み等については、その法令における処分の内容又は手続中である場合はその旨を記載すること。
- 6 所管課（関係課）の欄については、該当する法令を所管している課名又は受付窓口となっている地方機関名等を記載すること。
- 7 許認可日又は申請日については、許認可の処分を受けている場合はその処分を受けた日付を、手続中である場合はその許認可等の申請を行った日付を記載すること。
- 8 許認可期間の欄については、許認可の処分を受けている場合にその期限を記載すること。
- 9 この様式には要綱第9条第2項の表の1の(18)の書類を添付することとし、それぞれの書類を作成するに当たっての注意事項は「規則様式第1号の作成に当たっての注意事項14(24)」によること。
なお、他法令の許可が必要である場合において、当該許可を受けることができないとき又は受ける見込みがない場合は採取計画は不認可となるので留意すること。
- 10 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。

砂利採取施工計画

その1

工程	表土除去	掘削	掘削及び洗浄	埋戻し
工期	平成21年6月～平成21年8月	平成21年8月～平成22年3月	平成21年8月～平成22年3月	平成22年3月～平成22年5月
掘削する土地の面積及び数量	10,000 m ² 8,000 m ²	40,000 m ³ 8,000 m ³		
掘削勾配		水面より上 34度 水面下 27度		
深さ		最深部 10 m		
確保すべき保安距離	①辺 2 m ②辺 3 m ③辺 10 m ④辺 5 m	①辺 2 m ②辺 3 m ③辺 10 m ④辺 5 m		
設備その他の施設	飛砂防止柵 丁張り 砂利採取場進入防止柵 危険表示板	飛砂防止柵 丁張り 砂利採取場進入防止柵 沈砂池 排水路 洗車場	選別・水洗プラント 洗車場 排水路 沈砂池 排水路	洗車場 排水路 沈砂池 砂利採取場進入防止柵
使用する機械	名称	別紙参照	別紙参照	別紙参照
	能力			
	台数			
	名称			
	能力			
	台数			

(別紙)

(記入例)

使用機械一覧

	名 称	規格・出力	能 力	台 数	備 考
表土除去	バックホウ	0.7 m ³		1 台	
	バックホウ	1.2 m ³		1 台	
	ホイールローダ	3 m ³		1 台	
掘 削	バックホウ	0.7 m ³		1 台	
	バックホウ	1.2 m ³		2 台	
	ホイールローダ	3 m ³		1 台	
	排水ポンプ	10m ³ /h		2 台	
選別及び 洗浄	選別ふるい		300t/h	1 基	
	プラントスクリーン		100t/h	1 基	
	汚濁水処理施設				
跡地整理	バックホウ	0.7 m ³		1 台	
	バックホウ	1.2 m ³		1 台	
	ブルドーザ	21 t級		1 台	

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 各工程ごとに各項目に対応した計画等を別途作成し、当該計画等で工程ごとに遵守すべき具体的な基準を示すこと。
- 3 工期については、それぞれの工程ごとに、砂利の採取計画の認可申請において合理的に必要な期間とし、月単位で記載すること。
- 4 掘削する土地の面積及び数量については、掘削する土地についての面積又は数量を平方メートル単位又は立方メートル単位で記載すること。表土除去の欄の掘削する数量は、掘削する表土の土量とすること。砂利採取施工計画(その2)(採取計画工程表)については、それぞれの項目の下段に計画工程を記載すること。
なお、実績の数量が計画した数量を上回ることが確実な場合には、予め採取計画の変更認可の申請を行う必要があるので留意すること。
- 5 掘削勾配、深さ及び確保すべき保安距離については、掘削作業計画から転記したものとすること。
- 6 設備その他の施設については、砂利採取場への進入を防ぐための防護柵等それぞれの工程ごとに使用するものを記載すること。
- 7 使用する機械については、それぞれの工程ごとに使用する機械の名称、種類、能力及び台数を記載すること。書ききれない場合には、別紙を用いてもよい。
- 8 この様式に添付する書類は要綱第9条第2項の表の2の欄に掲げるものとし、以下の要領にて作成すること。
 - (1) 砂利採取場及びその周辺の見取図は縮尺1/1,000程度で砂利採取場からおおよそ周辺300mの範囲内の状況が分かるものとし、次の事項を記載すること。
 - ① 当該認可申請を行おうとしている砂利採取場の区域を赤線で囲み、周辺の山林、主要な道路(国道、県道)、学校、家屋、農地、水路等をそれぞれ明記すること。
 - ② 認可申請を行おうとしている計画の採取場の位置及びプラント等の位置を明記すること。
 - ③ 認可申請を行おうとしている計画の表土等の堆積場、製品堆積場の位置を明記すること。
 - ④ 採取場からの搬出経路に交通整理員等を配置する場合はその配置場所計画を明記すること。
 - ⑤ 標識の設置位置計画を明記すること。
 - ⑥ 道路、河川、鉄道等主な公共施設及び家屋等が隣接する場合は、それらのものから砂利採取場までの直線距離(最短距離)を明記すること。

なお、掘削が段階をおって行われ、①～⑥の計画についても段階的に変更される場合は、その段階ごとのものを作成し、添付すること。段階ごとの図面は原則として別葉とするが、1枚に記載しようとするときは段階別に色分けをし、段階が判別できるようにすること。

(2) 採取場に係る土地の実測平面図に採取計画を記載したものについては、縮尺1/1,000程度とし、次の事項を記載すること。

- ① 砂利採取場の区域を赤色で囲み、掘削区域を赤色破線で囲むこと。
- ② 平面図には縦断、横断の方向及び測点の位置を明記すること。
- ③ 平面図には砂利採取場の区域の境界杭の設置位置を明記すること。
- ④ 平面図には計画の砂利採取場内の選別、洗浄、騒音防止のための施設、表土の堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿池、汚泥処理施設、排水路、防護柵等の各施設を明記すること。
- ⑤ 平面図には計画している作業道、公道までの搬出経路についても明記すること。
- ⑥ 平面図には、砂利採取場の区域及び掘削区域の各辺の長さを明記すること。なお、確保すべき保安距離についても明記すること。
- ⑦ 平面図には以下により着色すること。

a 保安区域	・・・	緑色
b 法面（採取完了後法面となる箇所）	・・・	黄緑色
c 平地（採取完了後平地となる箇所）	・・・	黄色
d 水路、沈砂池等排水施設	・・・	水色
e 破碎・選別・洗浄施設	・・・	茶色
f 事務所・防護柵その他の施設	・・・	茶色
g 作業道・運搬・搬出経路	・・・	橙色

(3) 現況横断面図に採取計画を記載したもの及び現況縦断面図に採取計画を記載したものについては、採取計画認可申請書の記載に当たっての注意事項14(10)によるものとする。ただし、規則様式第1号に添付している場合は添付しなくてよい。

なお、掘削が段階をおって行われ、計画についても段階的に変更される場合は、その段階ごとのものを作成し、添付すること。段階ごとの図面は原則として別葉とするが、1枚に記載しようとするときは段階別に色分けをし、段階が判別できるようにすること。

(4) 採取場に係る土地の標準断面図に採取計画を記載したものは、縮尺1/100程度とし、次の事項を記載すること。

- ① 使用する断面は標準的（模式的）な断面とし、当該認可申請を行う砂利採取場の区域を旗揚げし赤色着色すること。
- ② 砂利の賦存の状況、保安距離、法面勾配、小段幅、小段高さ及び掘削深さを明記すること。
- ③ 事前に行った調査等により把握している表土の位置を二点破線で明記すること。
- ④ 事前に行った調査等により、地下水位が確認されている場合は、その水位を示す線を一点破線で明記すること。

なお、掘削が段階をおって行われ、計画についても段階的に変更される場合は、その段階ごとのものを作成し、添付すること。段階ごとの図面は原則として別葉とするが、1枚に記載しようとするときは段階別に色分けをし、段階が判別できるようにすること。

(5) プラント工程図については、選別、洗浄を行うプラントを使用する場合は、そのプ

ラントの流れを示したものとすること。

9 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

10 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。

掘削計画画面

その1

処理、管理、防止等の方法	
砂利の採取区域の区分	陸・山・河川・海・その他()
砂利の賦存の状況	表土(厚さ0.2m)の下に固くしまった砂利が賦存している。
砂利の賦存の状況確認	試掘・溝の切り開き・その他()
農地法の転用許可	必要(許可済) 年月日から年月日まで、申請中 平成21年6月1日頃許可見込み) ・ 不要
森林法の林地開発許可	必要(許可済) 年月日から年月日まで、申請中 平成21年6月1日頃許可見込み) ・ 不要
進入防止措置	柵・フェンス・境界表示板・危険区域表示板・その他()
除去をした表土等の処理	除去方法 手堀・機械堀・その他()
除去した表土の処理方法	埋戻しに利用(表土埋戻し用)・その他埋戻し用)・販売処理・その他処分による処理
処理形態	場内一時保管・砂利採取場外へ搬出(場所:米子市〇〇 別添図参照)
隣接地の侵食防止の措置	築堤・板囲い・土留め・その他の措置()
管理形態	場内一時保管・直接販売搬出 場外へ搬出し仮置(場所:米子市〇〇 別添図参照) 築堤・板囲い・土留め
管理期間	平成21年8月10日～平成22年4月20日
管理環境	道路・河川等公共施設: <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 住宅: <input checked="" type="checkbox"/> 有・無
砂利の堆積の深さ	10m以上
砂利の採取を行う土地の用途	農地(押地(作物の種類 ながいも)・その他(作物の種類 他))
掘削をする深さ等	掘削する深さ(最深部) 10m
掘削時の土砂崩れの防止措置	小段の設置: <input checked="" type="checkbox"/> 有 (5mごと、幅 2m) ・ 無 地下水位: <input checked="" type="checkbox"/> 有 (最深部から 2m、地表面から 8m) ・ 無 砂利の種類等 砂・堅くしまった砂利・堅くしまった砂利・堅くしまった土・堅くしまっていない土 掘削勾配 45度(水面下 27度) 勾配の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 有り・その他() 掘削時の小段 小段の幅 2m以上 : 設ける小段の高低差 5m 排水措置 排水ポンプ 1台(能力: 1台目 10m3/時間 : 2台目) その他の措置 築堤・板囲い・土留め・その他の措置()
掘削終了後の形状	窪地(埋戻し必要)・平地(埋戻しが要・不要(理由 緑化・金網の設置・土堤・その他()・整地のみ) のり面(崩落防止等防災措置

		処理、管理、防止等の方法	
隣接地との間に設ける保安距離	利用状況	道路等 (④辺) ・ 道等 (②辺) ・ 宅地等 (③辺) ・ その他 (①辺)	
飛砂等の防止	保安距離	①辺 2 m、②辺 3 m、③辺 10 m、④辺 5 m	
騒音の防止措置	防止措置	防砂金網・ネット・板柵等の施設 (高さ 1 m、目の大きさ 0.5cm×0.5cm) などの措置 ()	
	設置時期	平成21年6月5日	
	機械等の使用時間	午前8時30分 ~ 午後4時30分 〔時期によって変更：時期 埋戻し時期、午前8時30分 ~ 午後4時 00分〕 時期、 時 分 ~ 時 分	
	機械等についての騒音防止措置	防音措置が施された機械の使用 () ・ 機械への防音装置の取付 ・ 防音壁等防音施設の設置 ()	
公道等汚損防止措置	洗車場の設置等	洗車場：缶 (縦5m×横3m×高さ0.5m) ・ 無 (理由 ()) その他の措置：場内でスプレー等によるタイヤの洗浄	
	公道等汚損時の措置	散水 ・ 清掃 ・ 補修 ・ その他 ()	
業務主任者の管理監督	管理事務所	名称 ○○現場事務所	所在地 日野町根雨140-1 電話 0859-72-0000
	業務主任者	氏名 ○○ ○○	連絡先 日野町舟場162-1 電話 0859-72-0000
	砂利採取作業時間	午前8時 30分から 午後5時 00分まで (平日) 午前8時 30分から 午後1時 00分まで (休日)	
	業務主任者の現場監督	1週間につき平均 6日、1日につき平均 8時間	
	監督上特に留意する事項	<p>1 毎日の始業前 (朝礼時) に、当日の作業計画を説明し、災害防止の周知徹底を図る。</p> <p>2 現場を見回り認可計画に従って、砂利の採取及び災害の防止が行われているか確認する。</p> <p>3 1日当たりの作業量に従って、砂利の採取が進んでいるか監督する。</p> <p>4 帳簿その他日誌の記載及び報告について監督する。</p> <p>5 作業実施前及び終了時には現場の安全を確認し、危険防止及び立入禁止の柵などを設ける。</p>	

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 砂利の採取区域の区分については、その砂利が存する区域に従って、陸、山、河川、海のうち該当するものを丸等で囲むこと。なお、それぞれの区分の定義は以下による。
 - ・陸・・・採取する砂利が陸地に賦存しているもの。
 - ・山・・・採取する砂利が山または丘陵に賦存しているもの。
 - ・河川・・・採取する砂利が河川区域および河川保全区域に賦存しているもの。
 - ・海・・・採取する砂利が海浜地および海域に賦存しているもの。
- 3 砂利の賦存の状況については、事前に行った調査の結果を元に記載し、砂利採取場の区域及びその周辺の地質状況、目的とする砂利の賦存の状況(砂利の種類、厚さ、表土の状況等)を記載すること。
- 4 砂利の賦存の状況確認については、賦存の状況を把握するために行った調査の種類を丸等で囲む。なお、調査を行った結果を示すものを添付すること。
- 5 農地法の転用許可については、その要否の別を丸等で囲むこと。また、必要な場合には許可済又は申請中の別を丸等で囲み、許可済の場合は転用が許可された期間を、申請中の場合は許可見込み日を記載すること。なお、許可見込み日については、当該許可申請を行った機関の担当者からの聞き取り結果でよい。
- 6 進入防止措置については、第三者が当該砂利採取場に立ち入らないようにするための措置について、該当する措置を丸等で囲むこと。措置が複数ある場合は、すべてについて丸等で囲むこと。
- 7 除去をした表土等の処理については、以下の要領で記載すること。なお、表土を除去するに当たっては、隣接地が浸食されないよう保安距離内の表土は除去しないこと。
 - (1) 除去方法については、手掘、機械掘の別を丸等で囲むこと。なお、これ以外の方法により除去する場合は、その他の括弧内にその方法を明記すること。
 - (2) 除去した表土の処理方法については、表土の利用方法を埋戻しに利用、販売処理、又はその他処分による処理のうち該当するものを丸等で囲むこと。なお、埋戻しに利用する場合は、表土に利用、若しくはその他の埋戻しに利用の別を丸等で囲むこと。
 - (3) 処理形態については、除去した表土の処理方法を場内一時保管、又は場外への搬出のうち該当するものを丸等で囲むこと。なお、表土を場外に搬出し一時仮置した後、埋戻し等に用いる場合については砂利採取場外への搬出に含めることとする。場外へ搬出処理を行う場合は、括弧内に搬出場所を記載し、その場所を別添図に記載している場合は、別添図参照と記載すること。
 - (4) 隣接地の浸食防止の措置については、堆積した表土が崩壊して隣接地に流出しないよう、地形に応じて築堤、板囲い、土留め等の措置を講じることとし、該当する措置を丸等で囲むこと。これら以外に、その他講じる措置については、括弧内にその方法を明記すること。

8 採取をした砂利の管理については、以下の要領で記載すること。

- (1) 管理形態については、採取した砂利の管理形態を場内一時保管、場外へ搬出し仮置または直接搬出のうちから該当するものを丸等で囲むこと。場外へ搬出する場合は、括弧内にその仮置場所を記載し、仮置場所を平面図等に記載している場合は、別添図一〇参照と記載すること。

なお、採取した砂利は、崩壊または降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に堆積するものでなければならない。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置を講じるものとし、その措置について、防災上の措置の欄に該当するものを丸等で囲むこと。

- (2) 管理期間については、採取した砂利を堆積し管理する期間を記載すること。なお、管理する期間は規則様式第4号その2より転記すること。

- (3) 管理環境については、採取した砂利を堆積する場所の付近の状況であり、道路・河川等公共施設の有無、住宅の有無を丸等で囲むこと。隣接地保護のため、防災上措置が必要な場合は防災上の措置の欄に、その措置の内容を記載すること。

9 掘削をする砂利の深さ等については、以下の要領で記載すること。

- (1) 砂利の堆積深さについては、事前に行った調査により確認された堆積の深さを記載すること。調査した深さ以上に砂利が堆積していることが想定される場合は、〇m以上と記載してもよい。

- (2) 砂利の採取を行う土地の用途については、当該申請に係る土地における現況の利用状況を記載すること。また、当該申請を行おうとする砂利採取場の区域に存するすべての土地に関する利用形態を記載すること。

なお、農地として利用されている場合においては、その土地で作付けされている作物の種類についても記載すること。

- (3) 掘削をする深さについては、掘削を行う深さのうち最も深い場所について、その深さを記載すること。なお、規則第8条第7項に定める深さ以上に深く採取を行ってはならない。

また、採取地が丘陵地または起伏がある場合等（山砂利の場合）で採取跡地を平坦にする計画の場合は、埋戻し計画高さから最も深く掘削する地点での掘削深さを記載すること。

- (4) 小段の設置については、小段の設置の有無を記載し、有りの場合は括弧内に小段を設置する高さ及び小段の幅を記載すること。なお、小段の設置位置及び小段の幅については、規則第8条第8項に定める基準値以内とすること。

10 掘削用機械については、表土除去及び掘削の際に機械掘りで行う場合に記載することとし、掘削に用いる機械の名称、形式、能力及び台数を記載すること。書ききれない場合は、別紙を用いてもよい。

11 掘削時の土砂崩れの防止措置等については、以下の要領で記載すること。

- (1) 砂利の種類等については、事前に行った調査等により確認された砂利の種類を、砂、

堅く締まった砂利、堅く締まっていない砂利、堅く締まった土、堅く締まっていない土のうち該当するものを丸等で囲むこと。

(2) 掘削勾配については、採取する砂利の掘削勾配を記載すること。また、地下水が存在する場合においては括弧内に地下水位以下の掘削角度を記載すること。なお、掘削勾配は、上記(1)において選択した砂利の種類の種類に応じた、規則第8条第9項にて定められた勾配以下とすること。

(3) 勾配の確認については、掘削中に掘削勾配を確認するための措置を記載することとし、丁張りによる確認を基本とするが、その他適当なものがある場合は、その他の欄に具体的に記載すること。

(4) 掘削時の小段については、設置する小段の幅及び小段の高低差を記載すること。なお、設ける小段の高低差とは、現況地盤面から小段を設ける位置までの高さとする。

(5) 排水措置については、湧水等が発生すると想定される場合において、排水のために講じる措置を記載すること。排水ポンプを記載する場合はその台数及び能力について記載すること。

(6) その他の措置については、上記(1)から(5)の他に掘削時の土砂崩れ防止のために講じる措置を、該当するものを丸等で囲むこと。

12 掘削終了後の形状については、窪地、平地、法面のうち該当するものを丸等で囲むこと。なお、掘削完了後が窪地となるものについては、特に跡地利用計画がある場合以外は必ず埋戻しを行わなければならない。掘削完了後が平地になる場合は、埋戻しの要否を丸等で囲むこと。掘削完了後が法面となる場合は、その法面が崩落しないように防止するための措置について、該当するものを丸等で囲むこと。

13 隣接地との間に設ける保安距離については、計画平面図に隣接地に接する辺を①辺、②辺・・・と記載し、利用状況ごとに該当する辺を記載すること。また、各辺毎に確保する保安距離を記載すること。なお、確保すべき保安距離は隣接地の利用状況に応じて、規則第8条第10項にて定められた距離以上とすること。

14 飛砂等の防止措置については、掘削時に乾燥等により採取場内の砂利が近隣地へ飛ぶことを防止するための措置を、該当するものを丸等で囲むこと。また、設置する施設の規模等を明記すること。なお、当該措置を講じる開始時期を記載することとするが、認可日が不明である場合は、「認可日より〇日」としてもよい。

15 騒音の防止措置については、表土除去、掘削、埋戻し等に使用する機械の使用時間を記載すること。なお、時期によって使用時間が異なる場合は、括弧内にその使用時間を記載すること。また、使用機械に施す騒音防止措置について該当するものを丸等で囲むこと。

作業機械の使用時間は、近隣の迷惑とならないよう早朝、深夜の時間帯は避けること。

16 公道等汚損防止措置については、公道を汚損しないための洗車場の設置の有無を丸等で囲むこと。なお、洗車場を設置しない場合はその理由を記載するとともに、その他汚

損防止のための措置を記載すること。

また、公道等が汚損した際の対応措置について、該当するものを丸等で囲むこと。

17 業務主任者の管理監督については、業務主任者が管理監督を行うために主に従事する事務所の名称、所在地、連絡先を記載するとともに、業務主任者の氏名、緊急の場合の連絡先を記載すること。

また、砂利採取を行う作業時間及び業務主任者の現場監督日数及び時間並びに当該採取場における監督場特に留意する事項を記載すること。業務主任者が2名以上配置される場合は、業務主任者同士の連絡調整についても記載すること。

18 この様式に添付する書類は、要綱第9条第2項の表の3の欄に掲げるものとし、以下の要領により作成すること。

(1) 砂利の賦存の状況を示す書類については、事前にボーリング調査等を行った場合において、その柱状図等賦存の状況が確認できる書類を添付すること。

(2) 掘削土及び埋戻しの土量計算書については、平均断面法により求めたものとする。

(3) 隣接地の利用状況及び砂利採取場と隣接地との関係が分かる図面については、隣接地の利用状況に応じて辺が特定できるように各辺を記号等を用いて示すこと。なお、平面図等にこれらを記載した場合は省略することができる。

(4) 進入防止措置、飛砂等の防止措置において、柵、フェンス、境界表示板、ネット等を設置する場合は、その構造（規格、材質等）を示した図面を添付すること。

(5) 業務主任者試験の合格証等の写しは、業務主任者の管理監督計画に記載した業務主任者の合格証のみでよい。

(6) 組織体系図については、事務所（法人）の代表者、業務主任者、各工程における責任者、下請業者間の連絡体制及び緊急時の連絡先を記載すること。

19 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

20 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。

21 該当しない項目については斜線で削除すること。

		措 置 等 の 内 容									
採取場内		想定降雨量	50 mm/時間 (10年確率)	集水面積	20,000 m ²						構造
放流先水路		想定降雨量	80 mm/時間 (30年確率)	集水面積	200,000 m ²						構造
場		規格	集水面積	流出量	流下能力						構造
汚濁水発生見込量	A	30 cm × 30 cm	20,000 m ²	0.3 m ³ /秒	0.5 m ³ /秒						土水路
	B	50 cm × 30 cm	40,000 m ²	0.5 m ³ /秒	0.8 m ³ /秒						土水路
	C	50 cm × 50 cm	60,000 m ²	0.8 m ³ /秒	1.3 m ³ /秒						コンクリート製U型水路
	D	60 cm × 60 cm	80,000 m ²	1.1 m ³ /秒	1.6 m ³ /秒						コンクリート製U型水路
	E	70 cm × 70 cm	100,000 m ²	1.5 m ³ /秒	2.0 m ³ /秒						コンクリート製U型水路
砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止措置		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒						
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒						
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒						
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒						
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒						
汚濁水処理施設	沈砂池	規格	面積	貯水量	処理能力	対象流入量					構造
	①	20m × 30m × 2m (方形)	600 m ²	1200 m ³	2.1 m ³ /秒	1.5 m ³ /秒					掘込み・土堤
貯留施設への流水経路 (別添排水系統図のとおり)	沈殿池	規格	面積	貯水量	処理能力	対象流入量					構造
	①	30m × 30m × 3m (方形)	900 m ²	2700 m ³	2.5 m ³ /秒	2.0 m ³ /秒					掘込み・土堤
		m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒					掘込み・土堤
		m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒					掘込み・土堤
	m × m × m ()	m ²	m ³	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒					掘込み・土堤

A → B → C → 沈砂池① → 沈殿池① → 放流
(別添排水系統図のとおり)

その2 (記入例)

		措 置 等 の 内 容	
汚濁水処理施設	汚濁水処理方法	環流方式・その他 ()	m ³ /時間
	汚濁水処理能力	環流方式・その他 ()	m ³ /時間
	汚濁水処理装置	環流方式・その他 ()	m ³ /時間
	汚濁水処理能力	環流方式・その他 ()	m ³ /時間
汚濁水処理用薬品		薬品名：有機系凝集剤，投入量 2 kg/m ³ ；薬品名	投入量 kg/m ³
外部への放流方法・量		放流方法	m ³ /秒
流出止め水路		場内水路：土水路 流末水路：コンクリート水路	
処理後の放流先		一級河川 (国管理) ・一級河川 (県管理) ・二級河川・ <u>その他の河川</u> (砂防河川・水路・その他 ())	
放流への同意		<u>同意済</u> ・ 同意見込み (年 月 日見込み)	管 署 ○○用水管理組合
放流先流量		当初 12.5 m ³ /秒 開発後 14.0 m ³ /秒 計画 (許容) 流下量 18.5 m ³ /秒	
放流量		10m ³ /sec	
乾燥の方法		<u>天日乾燥</u> (堆積期間 10 日) ・ 人工乾燥 (堆積期間 日)	
堆積場所		砂利採取場内 (別添図 図面番号○番参照)	
堆積後の処理方法		埋め戻し用材として販売する	
地下水、井戸等への影響を防止する方法		把握の方法 地元地区役員からの聞き取り 対応策 透水層を設置する	
井戸への流入を防ぐ措置		<u>流入防止の板の設置</u> ・ その他 ()	

表2 雨量強度の適用一覧表

		3年						10年						30年					
		50ha以下		100ha以下		500ha以下		50ha以下		100ha以下		500ha以下		50ha以下		100ha以下		500ha以下	
		10分	20分	10分	20分	30分	10分	20分	30分	10分	20分	30分	10分	20分	30分	10分	20分	30分	
鳥	鳥取市 気高町	85	66	55	113	89	75	132	106	91									
		81	62	52	116	85	69	162	100	79									
八	若桜町 船岡町	99	75	63	137	102	84	187	134	109									
		99	75	63	137	102	84	187	134	109									
倉	倉吉市 東郷町 羽合町 大栄町	73	55	45	113	81	66	160	107	87									
		61	47	40	93	74	63	113	94	82									
子	東伯町 赤碕町	75	60	50	106	88	75	145	118	100									
		75	60	50	106	88	75	145	118	100									
米	中山町 大山町	87	65	54	107	85	73	131	105	89									
		91	67	56	119	88	73	141	111	94									
日	米子市 日吉津村	75	59	50	106	81	68	145	93	80									
		75	60	50	106	88	75	145	118	100									
野	江府町 溝口町	65	52	44	97	76	63	131	103	87									
		88	70	59	112	88	74	127	102	88									

「河川改修計画指針(案)」(平成29年9月鳥取県土木部河川課) 抜粋

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この計画は、砂利の採取の進行により砂利採取場の形状が変わり、従前の流水経路、流出防止措置等により、汚濁水の流出が防げなくなると計画時に想定されるときは、それぞれの形状に対応したものを作成すること。
- 3 汚濁水発生見込量については、以下により算出すること。
 - (1) 砂利採取場内の水理計算の算出の元となる想定降雨量(10年確率)(設計雨量強度)、集水面積を記載すること。設計雨量強度は単位時間(表1)内の10年確率雨量強度とすることし、表2より求めたものであること。

表 1

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

- (2) 放流先排水路の検討に要する想定降雨量(30年確率)(設計雨量強度)、集水面積を記載すること。設計雨量強度は単位時間(表1)内の30年確率雨量強度とすることし、表2より求めたものであること。

4 砂利採取場の区域外への汚濁水流出防止措置を下記により記載すること。

(1) 場内排水路は、排水路の形状・区間毎にその構造、規格、対象集水面積、流出量、流下能力を記載すること。排水路の規格は流出量に対して十分余裕のあるものであり、流出量に対する流下能力の安全率は1.2以上とすること。また、排水路の流下能力の算定及び流出量の算定は以下によること。ただし、流出量については降雨水の流下に伴い土砂が混入することを考慮するものとする。

① 流出量は以下の①式により算定し、土砂混入を考慮した場合の流出量は②式により算定すること。

$$Q = 1 / 360 \times f \times \gamma \times A \quad \dots \quad \textcircled{1}$$

$$Q' = Q \times (1 + \alpha) \quad \dots \quad \textcircled{2}$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)
 f : 流出係数 (表3による)
 γ : 設計雨量強度 (上記(1)により求めた設計雨量強度)
 A : 集水区域面積 (ha)
 Q' : 土砂混入率を見込んだ流出量
 α : 土砂混入率 (5%)

表3 流出係数

地 表 状 態	流出係数
急峻な山地	0.75~0.90
三紀層山岳	0.70~0.80
起伏のある土地及び樹林	0.50~0.75
平坦な耕地	0.45~0.60
植芝地	0.60~0.80
灌漑中の水田	0.70~0.80
山地河川	0.75~0.85
平地小河川	0.45~0.75
流域の大半が平地である大河川	0.50~0.75
グラウンド、コート等	0.90~1.00
宅地	0.80~0.90

② 排水路の流下能力については以下の③式により算定すること。

$$Q = A \times V \quad \dots \quad \textcircled{3}$$

Q : 排水路の流下能力 (m³/sec)
 A : 排水路の断面積 (m²)
 V : 流速 (m/sec)

なお、流速Vは④式で算定すること。

$$V = R^{2/3} I^{1/2} / n \quad \dots \quad \textcircled{4}$$

n : 粗度係数 (表4による)
 R : 径深 (m) = A/P
 P : 流水の潤辺長 (m) (流水時に水路の横断面における水に接する辺長)
 I : 水路の勾配

表4 粗度係数

材料及び潤辺の状態		粗度係数 (n)
管路	鋳鉄管	0.011~0.013
	純セメント平滑管	0.010~0.013
	コンクリート管	0.012~0.016
	コルゲートパイプ	0.020~0.035
開渠	なめらかな木材	0.010~0.014
	コンクリート	0.012~0.018
	切石モルタル積	0.013~0.017
	粗石モルタル積	0.017~0.030
	土開削水路、直線状開水路	0.017~0.025
	土開削水路、蛇行鈍流	0.023~0.030
	岩盤に開削した水路 (平滑)	0.025~0.035
	岩盤に開削した水路 (粗い)	0.035~0.045
自然河川	規則正しく、水深が大	0.025~0.033
	同上で河床がレキのもの	0.030~0.040
	蛇行し、淵、瀬のあるもの	0.033~0.045
	同上で水深の小さいもの	0.040~0.055
	水草が多いもの	0.050~0.085

(2) 沈砂池及び沈殿池毎に規格、形状、面積、貯水量、対象流入量、処理能力を記載し、構造について堀込式・土堤式の該当する方法を丸等で囲むこと。

なお、規格について、方形の場合は”縦×横×深さ”とし、楕円形の場合は”長径×短径×深さ”とするものとする。異形の場合は概ねの形状寸法がわかるように記載すること。

また、沈殿池とは汚濁水処理設備 (骨材水洗プラントの排水処理等) を対象としたものであり、沈砂池とは砂利採取場内からの流出土砂を含む汚濁水を清澄化するための施設である。

沈砂池の規模の算定は以下による。ただし、森林法許可基準により、沈殿池 (沈砂池) に代えて洪水調整池を設置する場合、その規模の算定に当たっては、森林法許可基準によるものとする。

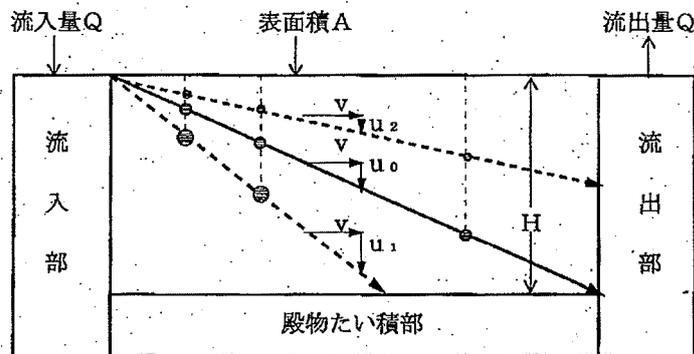
なお、汚濁水処理施設、沈殿池、沈砂池等を設置する場合においては、以下の点に留意すること。

- ① 水洗に必要な水の確保について
- a 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないようにしなければならない。
 - b 洗浄水を有効に利用するために、洗浄水の「環流方式」を採用することが望ましい。なお、付近の井戸水等の枯渇の恐れがある地域では、原則として、洗浄水の環流方式とすること。
- ② 水洗、選別の方法について、洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出されないよう措置しなければならない。この場合に洗浄汚濁水を処理する方式としては、ヘドロの処理および危険防止の観点からできるだけ汚濁水処理装置を設置することが望ましい。
- a 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。
 - ア 洗浄水の節約及び水質の汚濁防止の観点から、できるだけ環流方式を採用すること。
 - イ 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。
 - ウ 沈降材、凝集剤は当該措置にあった薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。
 - b 沈殿池を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。
 - ア 沈殿池は、人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。
 - イ 沈殿池は、原則として、地中に掘り込んだもの（掘込式）とすること。ただし、砂利採取場の状況により、やむを得ない場合には、土えん堤により囲まれた沈殿池（土えん式）でもよいこととするが、その場合でも、地形、付近の状況等を勘案し、安全な場所に設置すること。
 - ウ 洗浄水汚濁水等を沈殿池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈殿池の容量の7割とすること。ただし、特殊な構造の沈殿池については個々具体的に検討すること。
 - エ 沈殿池は原則として2つ以上設けること。この場合、一の沈殿池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈殿池の使用を中止して、他の沈殿池に移行し、最初の沈殿池は再使用できる状態に復元しておくこと。
 - オ 沈殿池を1つしか設けない場合には、沈殿池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業を中止すること。
 - カ 沈殿池には、適当に沈降処理材を投入し、または適当な日数の間滞留させた後に、適切な水質の水を排出すること。
 - キ 沈殿池の排出口の下端の高さは、排出の時に同時にヘドロを排出しないようなものとし、排出口は、適切な水質の水を排出する場合以外は開門しないこと。
 - ク 掘込み式の沈殿池にあっては、沈殿池の周辺及び法面が崩壊しないように措置されていること。
 - ケ 土えん堤は、十分水圧等に耐えうる強度を有していること。
- ③ 沈殿池または沈砂池の規模（面積）については、以下により算定すること。
- 図1のような沈殿池について、粒子の沈降分離効率（除去率）を考えてみる。沈殿地内の水の流れは水平で流速は均一であり、乱れも短絡もないものとする。沈殿池内に流入してくる粒子は全横断面で一様に分布され、粒子が沈降して池底に達したものは再懸濁することなく除去されるものとする。

汚濁水が沈殿池に流入して、沈殿池（沈砂池）内に滞留している時間（滞留時間）で池底に達する粒子の沈降速度 u_0 を限界沈降速度といい、沈降速度が u_0 より大きい粒子はすべて除去されることになる。

図1のような沈殿池においては、⑤式のような関係が成り立つ。

図 1



注) 斜線は、同じ大きさの粒子の沈降の軌跡を示している。

$$u_0 = H / T \quad (\text{m/h}) \quad \dots \quad \text{⑤}$$

H : 沈殿物を沈積させる部分を除いた沈殿池の深さ (m)
 u_0 : 限界沈降速度 (表5を参照し、砂利採取場場においては粒径0.2mm以上の粒子の除去を標準とする。)
 T : 滞留時間 (h)

ここで、

$$T = A \times H / Q \quad \dots \quad \text{⑤-1}$$

A : 沈殿池の表面積 (m^2)
 Q : 処理水量 (沈殿池 (沈砂池) に流入する水量)

であるから、

$$u_0 = Q / A \quad \dots \quad \text{⑤-2}$$

であり、

$$A = Q / u_0 \quad \dots \quad \text{⑤-3}$$

の関係より沈殿池 (沈砂池) の表面積を算定する。

表5 粒子の沈降速度 (水温: 10℃ 密度: 2.65mg/mm³)

直径 (mm)	沈降速度	直径 (mm)	沈降速度	直径 (mm)	沈降速度	直径 (mm)	沈降速度
1.0	100	0.2	21.0	0.04	1.1	0.006	0.025
0.9	92	0.15	15.0	0.03	0.62	0.005	0.017
0.8	83	0.10	7.4	0.02	0.28	0.004	0.011
0.7	72	0.09	5.6	0.015	0.155	0.003	0.0062
0.6	63	0.08	4.8	0.010	0.069	0.002	0.0028
0.5	53	0.07	3.7	0.009	0.056	0.0015	0.00155
0.4	42	0.06	2.5	0.008	0.044	0.0010	0.00069
0.3	32	0.05	1.7	0.007	0.034	0.0001	0.00007

注) 沈降速度を実験により求めた値を用いてもよい。

④ 沈殿池又は沈砂池の規模(容積)については、以下により算定すること。

沈殿池又は沈砂池の深さは、沈殿物が堆積する深さに、掃流現象等が起こることによって沈殿物が再懸濁するおそれのない水深(1m程度)を考慮したものであること。沈殿池(沈砂池)の沈殿物堆積のための容積は表6を参照し、⑥式で算定されたものとし、最低4箇月以上堆積できる構造とすること。(堆積した土砂を随時浚渫する場合においても、最低4ヶ月以上堆積できる構造とすること。)

表6 (流出土砂量の単位はha、年当たり)

区 分		流出土砂量	備 考	
裸 地	工 事	・山成工法等土砂の移動を行わず傾斜15度未満の平坦地で平均土砂移動量が少ないもの。	200 m3	現況の傾斜が15度程度までの緩やかな山林等をほぼ現況の地形なりに開発するもの
		・改良山成工法及び階段工等の施工で傾斜15～25度未満の丘陵地 (起伏量100～200m)	300 m3	現況の複雑な地形の傾斜地を切盛土によって整形し全体として傾斜の緩い造成をし土地利用を行うもの
		・切取盛土高が大きい(5m以上)大規模な開発で土砂移動の大きなもの ・山岳地(起伏量200m以上) ・鉱物の露天堀、土石の採掘、道路、宅地等の建設で周辺の環境保全に及ぼす影響及び災害発生の恐れが大きい場合	400 m3	
	完了後	3年目まで	50 m3	
		3～5年目まで	20 m3	
草 地		15 m3	皆伐林、耕地含む	
路 面		5 m3	砂利道含む	
択 伐 林 地		2 m3		
普 通 林 地		1 m3		

$$V = (A_1 \times V_1 + A_2 \times V_2 + A_3 \times V_3 \dots) / 3 \dots \textcircled{6}$$

V : 4箇月間に沈砂池に堆積する容積 (m3)
 A_1 、 A_2 …… : 区分別の集水面積 (ha)
 V_1 、 V_2 …… : 表6に掲げる区分別の年間流出土砂量 (m3)

⑤ 沈殿池の跡処理をする場合は次の各号に留意すること。

- a 掘込式の沈殿池の跡処理については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮して適切な埋戻しを行い、十分に転圧しておくこと。
- b 土えん堤を設置する方式の沈殿池の跡処理については、原則として、十分に水を排出したのち、適正に土堤を取壊しヘドロを取り除いて、危険のないように整地すること。

(3) 場内排水路、沈砂池及び沈殿池の設置について、この基準により難しい場合はその理由を付して協議すること。

5 汚濁水処理施設の流水経路は、排水路、沈砂池、沈殿池毎に処理する流水の放流までの経路を記載するものとし、排水系統図を添付すること。

6 汚濁水処理装置はその設備の処理方法と能力を記載し、薬品等を用いる場合は薬品名、投入量も記載すること。

7 処理後の放流先は、放流する先の河川等の種別・同意状況について該当するものを丸等で囲み、管理者等必要項目を記入すること。

なお、放流先の開発前の流量、開発後の流量及び計画（許容）流下量を記載すること。流量及び許容流下量の算定については、上記4と同様に算定すること。ただし、設計雨量強度については、30年確率により求めたものとする。

8 汚泥等が発生する場合、乾燥の方法、堆積場所等その処理方法について記載すること。

なお、汚泥の処理については、次の各号に適合するものでなければならない。

① 汚泥は、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。汚泥を処分する場合には、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。

② 汚泥の堆積場は、板囲いを設置する等降雨時等に流出するのを防止するための措置が施されていること。

9 地下水、井戸等への影響を防止する方法については、地下水脈を切断しないための把握の方法および対応策を記載すること。また、近隣に井戸等地下水を使用している場合には、井戸等への流入を防ぐ措置を記載すること。

10 この様式に添付する書類は、要綱第9条第2項の表の4の欄に掲げるものとし、以下の要領で作成すること。

(1) それぞれの設置の位置の状況が分かる図面（排水系統図）については、以下の事項を記載すること。

① 計画平面図に排水路、沈殿池、沈砂池等砂利採取場内の汚濁水の排水を行う設備を記載し、青色着色すること。

② 砂利採取場内に設置する水路の規模、構造を明記し旗揚げすること。

③ 砂利採取場内の水路については、その流水方向を矢印で示すこと。

④ 砂利採取場から放流先の水路についての排水系統についても記載すること。

⑤ 対象とする水路に流入する流域を色分けをして囲むこと。放流先水路についてもその流域を囲むこと。ただし、流域が広大である場合は、別葉としてもよい。ただし、縮尺は流域の規模により各総合事務所等と協議すること。

(2) それぞれの施設に流入が予想される汚濁水、泥等の量に応じた施設になっていることを示す資料（水理計算書）については、以下のとおりとすること。

① 水理計算は上記4（1）により計算したものであること。

② 流出量に対する処理能力の安全率は1.2以上であること。

③ 沈殿池（沈砂池）の規模については、上記4（2）により計算したものであること。

- (3) 排水施設、土留め施設等の構造図については、その構造、材質、規模等を示したものであること。
- (4) 排水先水路の管理者の同意書については、砂利採取場から排水する場合において、用水路等を用いる場合は、その水路管理者の同意書（砂利採取場から排水させる旨を同意した内容のもの）を添付すること。
- (5) 汚泥の堆積場所が分かる資料については、沈砂池又は沈殿池等に堆積した汚泥等を天日乾燥する場合に堆積する場所を平面図に記載すること。
- 11 砂利の採取方法によって、汚濁水を発生させることがないと判断される場合は、該当がない旨を記載し斜線を引いた上で申請書に添付すること。
- 12 添付図面にはすべて凡例を付すこと。
- 13 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。
- 14 該当しない項目については斜線で削除すること。

採 取 跡 地 埋 戻 計 画 容

埋戻し土砂等の数量	採取計画量	50,000 m ³	埋戻し用：50,000m ³ 、透水層用：5,000m ³ 、表土用：5,000m ³		運搬経路
埋戻し土砂等の種類	埋戻し土砂等確保数量	60,000 m ³	所有又は販売者	埋戻し土砂等の所在地	
	用途	種類	数量		
	埋戻し	真砂土	50,000 m ³	〇〇採石(株)	〇〇市△△ 別添のとおり
	透水層	砂利	5,000 m ³	〇〇砂利(株)	〇〇市×× 別添のとおり
	表土	砂利	5,000 m ³	〇〇××	〇〇△△ 別添のとおり
			m ³		
埋戻し工程	埋戻し土砂等が産業廃棄物関係法令に適合することの確認	確認された内容：埋戻しに使用する土砂等は廃掃法等に該当しないものである。 確認年月日：平成21年3月31日			
	最深部まで掘削終了	確認機関名：〇〇生活環境局 平成22年3月			
	地下水水位線までの埋戻し	平成22年4月～平成22年4月(地下水水位面の深さ：地表面から8m)			
	上部埋戻し	平成22年4月～平成22年5月			
	透水層開削・透水砂投入	平成22年5月～平成22年5月			
	表土の埋戻し	平成22年5月～平成22年5月(表土の深さ1m)			
	埋戻し完了	平成22年5月			
他の砂利採取場の埋戻し履行状況	認可番号	鳥取県指令第〇〇〇〇〇〇号 認可期間：平成21年1月1日～平成21年12月31日			
	所在地	鳥取県日野郡日野町根雨300			
	埋戻し状況	埋戻し完了・埋戻し未完了(完了見込み 平成21年12月10日)			
埋戻しの履行の確保のための保証措置	保証機関	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合(〇〇砂利協同組合)			
		公益財団法人鳥取県建設技術センター 其他()			
	保証期間	平成21年6月1日～平成22年5月31日			
	保証内容	採取跡地の埋戻し			
農地に復元するに当たっての措置	申請地の作付状況	ながないも			
	過去の湿害発生状況	有(頻度 1年に 2回・無)			
	排水確保の措置	透水層の設置・其他の措置()			
	埋戻し土砂等	表土：掘削前の表土・耕作に適した微砂・其他()			
		地下水水位線の上層：採石場の廃土			
		地下水水位線の下層：真砂土			

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 埋戻し土砂等の数量については、採取計画量及び埋戻し土砂等必要量を記載すること。
 なお、埋戻し土砂等の必要量は確保すべき土量(地山土量)とし、平均断面法により得られた数量を記載すること。ただし、透水層を設置する場合及び採取跡を農地に復元する場合にあって表土を砂等で埋戻す場合においては、それぞれの用途ごとの数量を記載すること。なお、土砂等の変化率については下表を参考とすること。

分類名称		記号	変化率 C
主要区分			
レキ質土	レキ	(GW) (GP) (GPs) (G-M) (G-C)	0.95
	レキ質土	(GM) (GC) (GO)	0.90
砂質土 及び砂	砂	(SW) (SP) (SPu) (S-M) (S-C) (S-V)	0.95
	砂質土 (普通土)	(SM) (SC) (SV)	0.90
軟岩 I			1.15
軟岩 II			1.20
中硬岩			1.25
硬岩			1.40

- 3 埋戻し土砂等の種類及び確保の方法については、埋戻しに使用する土砂等の種類別に数量、埋戻し土砂等の所有者又は販売者及び埋戻し土砂等の所在地について記載すること。また、埋戻し土砂等が産業廃棄物関係法令に適合することの確認については、産業廃棄物関係法令等を所管する機関の確認を受け、確認された内容、年月日、機関名、担当者名を記載すること。また、産業廃棄物関係法令等を所管する機関に提出した資料を添付すること。
 なお、埋戻し土砂等が産業廃棄物関係法令に適合するかどうか疑わしい場合は、産業廃棄物関係法令等を所管する機関に事前に確認しておくこと。
- 4 埋戻しに使用する土砂等の種類別に、確保されている場所から当該砂利採取場に至るまでの経路を記載すること。運搬経路が書ききれない場合は見取図にその経路を記載し、この項には別添図面の通りと記載すること。
- 5 埋戻し工程については、砂利採取施行計画(規則様式第4号)で定めた埋戻しの期間

内における、採取終了時期、地下水位線までの埋戻し施工時期、上部埋戻し施工時期、透水層掘削・透水砂投入の施工時期、表土埋戻しの施工時期及び埋戻し完了時期についてそれぞれ予定している時期を記載すること。

- 6 他の砂利採取場の埋戻し履行状況については、当該申請を行おうとする砂利採取場の他に、当該申請者が既に認可を受けて砂利採取を行っている砂利採取場がある場合は、認可を受けた認可番号、認可期間、既認可の砂利採取場の所在地及びその砂利採取場における埋戻しの状況（埋戻し完了または未完了の別）を記載すること。

なお、条例第6条第1号の規定により、当該申請を行う以前に既に認可を受け、埋戻しが完了していない砂利採取場が2箇所以上ある場合は認可されないので留意すること。

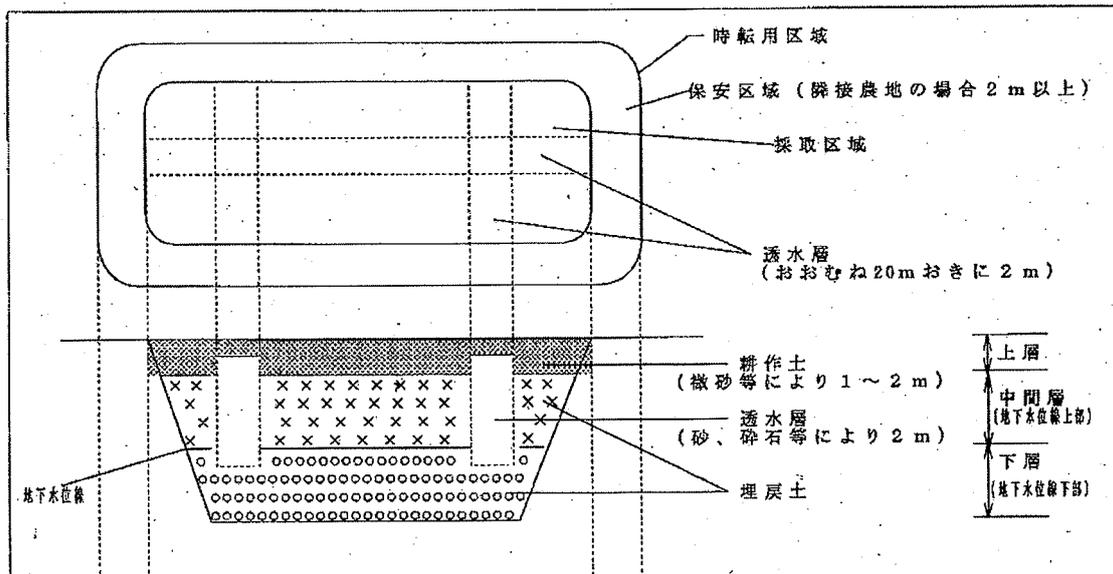
- 7 埋戻しの履行の確保のための保証措置については、条例第6条第2号に該当するものであることを確認するため、保証を受けた保証機関、保証期間及び保証の内容について記載すること。

なお、保証機関としては規則第5条第1項の各号に該当する機関が保証したものでなければならないので留意すること。

- 8 農地の埋戻しに当たっての措置については、当該砂利採取場に農地が存する場合に記載することとし、現在の作付状況、地下水の流れ、過去の湿害発生状況、排水確保の措置、埋戻しに用いる土砂の種類を記載すること。

また、砂利採取場を農地に復元する場合においては、農地としての機能を維持するのに必要な排水確保の措置及び表土の深さを確保するよう計画し、図1を参考とし以下(1)から(4)に留意し、埋戻しの計画を策定すること。

図1



- (1) 上層の2メートルは、表土処理した耕土若しくは耕作に適した微砂等により埋戻すこと。
- (2) 中間層（耕作土から地下水位面）までは、粒度の荒い真砂土等、透水性のよい素材で埋戻すほか、南北、東西方向におおむね20メートルおきに幅2メートルの透水層を設置すること。
- (3) 透水層は、地下水位線から耕作土下端まで貫通させ、砂又は碎石により埋戻すこと。

(4) 地下水位面より下層については、栗石、砕石がら、岩石ずり等の透水性の高い素材により埋戻すこと。

9 この様式に添付する書類は、要綱第9条第2項の表の5の欄に掲げるものとし、次の要領で作成すること。

(1) 埋戻し土砂等が確保されていることを証する書類については、以下のとおりとすること。

- ① 採石場の廃土等を用いる場合若しくは採石場から真砂土等を購入する場合は、当該岩石採取場との契約書又は確約書の写し。
- ② 公共残土を用いる場合はその発注機関が、当該砂利採取場の埋戻しに用いることを認める内容の書面。
- ③ 既に確保されている土砂である場合は、その土砂等の所在地を示す図面及び自己所有でない場合はその所有者が当該砂利採取場の埋戻しに用いることを認める内容の書面。

(2) 保証機関及び保証内容を明らかにする資料については、規則第5条第1項の各号のいずれかの機関の保証書の写し、保証契約書の写し、その他当該機関から保証を受けていることが確認できる書類を添付すること。

(3) 埋戻し施工に係る計画横断図については、次の事項を記載すること。ただし、計画横断図等に記載している場合は省略してもよい。

- ① 掘削後の地盤線に埋戻し後の計画線を記載し、埋戻しを行う範囲を赤色着色すること。
- ② 埋戻し後の地盤高さを明記すること。
- ③ 表土を別の種類の土砂等で埋戻すときは、その表土の厚さを明記すること。
- ④ 透水層を設置する場合は、透水層の設置位置、幅、長さ、深さを明記すること。

10 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

11 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。

12 該当しない項目については斜線で削除すること。

砂 利 運 搬 計 画

内 容	
搬出主体	認可申請者・請負又は委託して搬出(請負又は委託先)・購入者
運搬方法等	運搬に用いる車両等 ダンブトラック(10トン、4台、4トン、2台)、その他() 1日当たり車両等台数(平均) ダンブトラック(4台)、その他() 国道又は県道までの搬出経路 私道 → 農道○○線 → 市道○○線 → 国道○号 搬出先 米子市内、西伯郡内
水切りの方法等	仮置き・水抜き装置で脱水・その他() 水切りの施設等 仮置き地 縦 10m、横 10m 水抜き装置 処理能力: その他()
砂利を搬出する車両の配慮すべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 水垂れが起きないような措置をとる。 2 運搬する砂利が荷台から落ちないような積載方法とする。 3 運搬する砂利が飛び散らないような措置をとる。 4 周辺の環境に配慮して、なるべく騒音を出さないようにする。 5 その他()

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 搬出主体については、砂利採取場から製品を搬出する主体を丸等で囲むこと。なお、複数該当する場合は、すべて選択すること。
- 3 運搬方法等については、以下によること。
 - (1) 運搬に用いる車両等については、製品の搬出に用いる車両の種類及び台数を記載すること。なお、ダンプトラック以外の運搬機械を用いる場合は、その他の括弧内に機械名、規模及び台数を記載すること。
 - (2) 1日当たりの車両等台数(平均)については、1日当たり使用する運搬機械の平均台数を記載すること。なお、ダンプトラック以外の運搬機械を用いる場合は、その他の括弧内に機械名及び1日当たりの平均使用台数を記載すること。
 - (3) 国道又は県道までの搬出経路については、当該砂利採取場から主要な国道又は県道に至るまでに使用する路線名を記入例のとおりに記載すること。なお、書ききれない場合は別添図参照としてもよい。
 - (4) 搬出先については、当該砂利採取場から製品の主な搬出先を記載すること。
- 4 水切りの方法等については、砂利運搬車から水がたれるのを防止するために執る措置を丸等で囲むこと。なお、仮置きにより水切りを行う場合は、その仮置き地の規模を記載し、水抜き装置で脱水する場合は、その装置の処理能力を記載すること。
- 5 砂利を搬出する車両の配慮すべき事項については、該当する措置を丸等で囲むこと。
- 6 この様式に添付する書類は、要綱第9条第2項の表の6の欄に掲げるものとし、次の要領で作成すること。
 - (1) 水切りの施設等の設置場所等が分かる図面については、縮尺1/1,000程度の計画平面図に施設の設置位置を明記し、水色着色すること。なお、計画平面図等に別葉で明記している場合は省略してもよい。
 - (2) 砂利採取場から国道又は県道に至るまでの経路を示した図面については、その経路に使用する路線の路線名を記載し、橙色着色すること。なお、見取図等に当該経路を記載した場合は省略してもよい。
 - (3) 洗車場の構造図については、洗車場を設置する場合に添付することとし、規模(長さ、幅、高さ)、材質、構造等を明示したものとすること。
 - (4) 道路管理者の同意書については、搬出経路等に道路法上の道路(国道、県道、市町村道)以外のものを利用する場合にその道路管理者の同意書(その道路を砂利採取場への搬出入路として利用することを認める内容であるもの)を添付すること。
- 7 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

- 8 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。
- 9 該当しない項目については斜線により削除すること。